

4環管第 263898 号  
令和 4 年 9 月 30 日

香川県環境審議会長 殿

香川県知事 池 田 豊 人

「瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画」について（諮問）

このことについて、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正及び瀬戸内海環境保全基本計画の変更及び香川県環境審議会条例（平成 6 年条例第 25 号）第 2 条第 2 号の規定により、貴審議会の意見を求めます。

4 環 審 第 10 号  
令和4年9月30日

香川県環境審議会生活環境部会  
部会長 末永 慶寛 様

香川県環境審議会  
会長 増田 拓朗

香川県環境審議会生活環境部会への付託について

令和4年9月30日付け4環管第263898号により、当審議会に諮問のあった「瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画」については、香川県環境審議会運営規程第6条第1項の規定により、貴部会に付託します。